



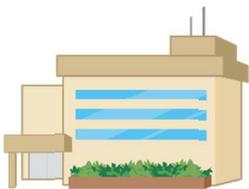
障がい者の法定雇用率引き上げについて

今回のあおぞらレターでは、平成30年4月1日からの障がい者法定雇用率引き上げについてお伝えします。法定雇用率が引き上げられることで、障がい者雇用義務のある対象企業が拡大し、これらの企業では障がい者雇用状況報告書を提出することとなっています。また、障がい者雇用納付金を納付等する企業においては、ますます障がい者雇用についての取り組みがますます必要となってきています。



◆法定雇用率の引き上げについて

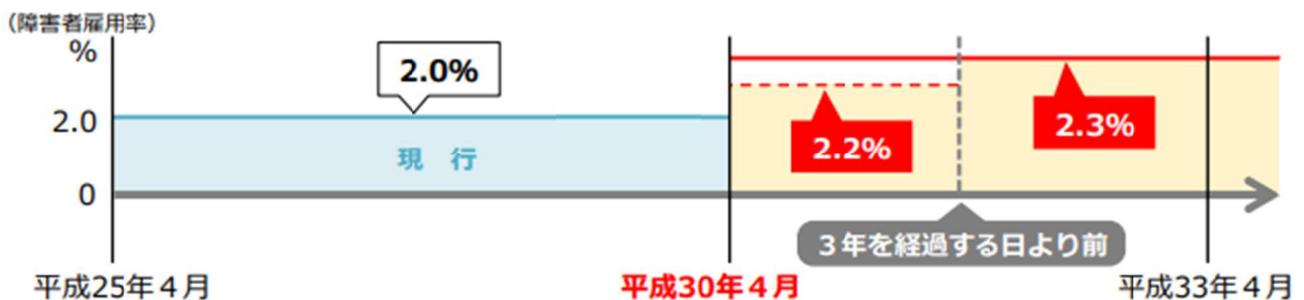
(1) 今回の改正により次のとおりの法定雇用率となります。



事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※法定雇用率が上昇したことにより障がい者を雇用すべき企業が従業員50人→45.5人以上の企業に拡大しています。
※今回の平成30年4月からの改正では、これまでの身体障がい者と知的障がい者に加え、精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る）も算定に含めることになっています。

(2) 今後の法定雇用率も次のように引き上げが見込まれています。



※平成33年4月までの間に、今回改正の2.2%から2.3%への更なる引き上げが予定されています。

◆障がい者雇用納付金について

- ・障がい者雇用納付金制度とは、常用労働者が101人以上の企業において、障がい者雇用が法定雇用率未達の場合に不足する人数分の納付金を申告・納付する制度です。
- ・前年4月から当年3月までの期間について、5/15までに申告納付します。

◆障がい者雇用状況報告書について

- ・障がい者雇用状況報告書は毎年6/1時点の障がい者の雇用状況について7/18までにハローワークに提出することになっています。※電子申請による申請も可能です。



◆その他障がい者雇用に関する詳細はこちらをご覧ください。

www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277